

☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*2024. 5. 22\*\*☆

60 歳からの人生を準備するための  
【人生の添乗員 (R)】からのワンポイントメッセージ

## 親から子どもへ相続の適齢期はいつ？

発行者：牧野 F P 事務所合同会社代表社員 牧野寿和

牧野 F P 事務所公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*☆\*\*\*通算第 596 号\*\*\*☆

### <目次>

- ◆ 今週のテーマ
- ◆ 今週のポイント
- ◆ 編集後記
- ◆ 「人生の添乗員」牧野寿和のプロフィール

\*:\*

### ◆ 今週のテーマ

## 親から子どもへ相続の適齢期はいつ？

\*:\*

親が子どもに贈る財産があれば、  
それを子どもに贈るのは、  
生前贈与も含めていつがいいのか？

今回は、その適齢期を考えてみます。

お伝えする内容は次のとおりです。

- ・ 親の財産を子どもに贈る親の環境
- ・ 子どもがもらうベストな時期
- ・ 様々な財産の移動方法
- ・ まとめ、お互い幸せに過ごせるように

-----

## 親の財産を子どもに贈る親の環境

---

事業継承を除いて、  
親が、子どもに個人的な財産を  
贈るには条件があります。

まず、当然なことですが、  
子どもにとって親が有益な財産を  
持っていることです。

また、子どもや孫が必要なときに、  
親の財産を生前に贈与するなら、

その後も親の生活が、  
生涯、成り立っていくことです。

また、子どもにとって不要な相続、  
たとえば、既に子どもが、  
住宅を所有しているのに、

両親が亡くなったあと、  
誰も住まない「空き家」になった実家を、  
子どもに押し付けないことです。

つまり、「空き家」になった実家でも、  
立地がよく、建物に手を加えて、

賃貸で貸せたり、  
高値で売却できればいいのですが、

子どもの家計に、重荷になる相続は、  
やめた方がいいです。

---

## 子どもがもらうベストな時期

---

通常は、親が亡くなってから、  
子どもは親の遺産を相続します。

その頃、子どもは50歳近くか  
初老の域に達しており、  
孫も親から独立して  
生活しているかもしれません。

そのような時期でも、  
いいのかもしれませんが、

子どもが住宅購入の頭金などに使える、  
また、孫の大学受験や学費などに使える、

といった、親子とももっと若い年齢に、  
生前贈与したほうが、

子どもにとっては、  
贈られた財産を有効に使える、  
適切な時期かもしれません。

ただ親にとって、その時期は、  
勤め先を退職したり、  
老後の年金生活が始まったりと  
家計収入が少なくなる時期です。

とはいっても生前贈与した方が、  
子ども家族は助かることが多いと、  
矛盾が生じます。

---

### 様々な財産の移動方法

---

また、相続専門の税理士などに  
相談して、  
相続税の節税対策を取りながら、  
贈る時期を見極めることも大切です。

生前に贈与するためには、  
贈与税が課税されない、  
毎年 110 万円まで暦年贈与をする。

相続時精算課税を利用して、  
生前贈与をするといった方法があります。

相続時精算課税とは、  
累積 2,500 万円までの贈与財産には、  
贈与税が課税されなく、

贈与者（親）に、  
相続が発生した（亡くなった）とき、  
贈与分も含めて、  
相続税が課税される制度です。

さらに 2024 年 1 月 1 日からは、  
毎年、贈与額から 110 万円控除できる、  
「基礎控除」制度も新設されました。

累積贈与額が 2,500 万円を超えない範囲で、  
年間 110 万円までは贈与税がかかりません。

なお、相続時精算課税を選択すると、  
その翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までに、  
税務署に贈与税の申告が必要です。

また、相続時精算課税を利用して贈与した後に、  
暦年贈与に戻ることはできません。

---

まとめ、お互い幸せに過ごせるように

---

子どもの家計で一番お金が必要な時期が、  
相続の適齢期です。

ただ、その適齢期は、  
親にとっては、年金生活が間近か、  
既に始まった時期で、

親自身が自身の今後の生活に  
不安を抱く時期と、  
重なるかもしれません。

従って、特に親は自分たちの今後の家計を  
シミュレーションして数値化をすることが、  
まず大切です。

そして、今、生前贈与ができるのか、  
また、何年後に生前贈与ができるか、  
まったく、生前に贈与することは無理か、

また、相続をするにしても、  
どのくらいの資産を、  
子どものだれに相続するのか、  
子どもに伝えて、

また必要であれば、  
遺言書を作成しておくことです。

また、親から直接、生前贈与や  
相続の意向を聞いた子どもも

無駄なお金を使わないように、  
計画的に家計を運営したいものです。

なお、ここまでのことをすることなく、

扶養義務者である親や祖父母から、  
子や孫へ、

通常必要と認められる金額の  
生活費や教育費を、必要な都度贈り、

貯蓄をすることなく、  
すぐに生活費や教育費に使えば、

基本的にはその費用に課税はされません。

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*

◆ 今週のポイント

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*

円滑な相続に、

親子の対話は欠かせません！

:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

◆ 編集後記

\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:\*:

知識や知恵といった、

無形で無償の価値ある財産は、

時を待たずして、

いつでも贈れます！

:\*:

◆ 「人生の添乗員 (R)」 牧野寿和のプロフィール

\*:

日本で唯一「人生の添乗員 (R)」を名乗れる  
公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー  
創業 21 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学 (東海大学卒業)  
以外は、名古屋で居住。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。  
業務で世界各地を廻っていた時、  
日本の方と他国の方々の

お金との付き合い方の違いを感じていた。  
そんな時渡米した折に、  
初めてファイナンシャルプランナーの  
存在を知り、  
日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003年 牧野FP事務所を創業。  
2018年から牧野FP事務所合同会社を設立。  
これまでに、  
延べ1100件以上の様々な相談に対応。

相談者へのプランニングの助言と提案を  
主な業務とし、  
相談者に、安心できる生活が送れるように、  
丁寧な業務を心がけている。

#### <保有資格>

- ・NPO法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）  
協会 CFP（R）認定者
- ・1級ファイナンシャル・プランニング技能士  
（資産設計提案業務）
- ・福祉住環境コーディネーター
- ・総合旅行業務取扱管理者 など

#### <取材協力>

メ〜テレ（名古屋テレビ）「UP！」

#### <執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！  
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

#### <監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより愛知、岐阜、  
三重県、首都圏や関西にもリモートで  
お会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、  
他人を気にすることなく、相談者ご自身にとって  
有益な提案を心がけています。

---

◆ 【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

発行：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和  
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

◆登録・解除は、ご自身でお願いいたします  
こちらから出来ます

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

◆本メルマガに関するご意見・お問い合わせは  
こちらまでお願いいたします

E-MAIL : [makino.fp@beach.ocn.ne.jp](mailto:makino.fp@beach.ocn.ne.jp)

---

牧野FP事務所合同会社

公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

◆記事内容に関してのトラブル等について当方では  
一切責任を負いかねます  
ご自身の責任でご判断下さい

「人生の添乗員」「人生の行程表」は、  
牧野寿和の登録商標です

---